

# 生かしてます あなたの税

## ～ご利用ください！「在宅介護支援センター」～

市では、在宅福祉の充実を図り、「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して在宅介護支援センター（地域型）を3カ所の施設に業務委託しています。

この在宅介護支援センターでは、高齢者や高齢者の介護を行っている家族などからの総合的な相談等に応じたり、ひとり暮らしの高齢者などの見守り事業を行うとともに、福祉用具の展示や住宅改修の相談業務を行っています。

また、在宅福祉サービスの申請代行や要介護認定等の申請手続き、代行手続き等の業務も行っていきます。

市では、こうした在宅介護支援センターの業務に対する委託料として、16,788千円（3カ所合計）を支出しています。この委託料のうち、25パーセントに相当する4,197千円に税が生かされており、市民一人当たり換算すると約55円（平成17年4月1日現在の人口76,132人を基準に算出）、65歳以上の高齢者一人当たりでは約396円（同10,598人）となります。

介護は、誰もが直面する身近な問題です。介護にお悩みの方や相談したいことがありましたら、ぜひ、お近くの在宅介護支援センターをご利用ください。

### ☆在宅介護支援センター

- ・やしお苑 (南川崎210番地1 ☎998-8883)
- ・埼玉回生病院 (大原455番地 ☎994-4111)
- ・やしお寿苑 (八條294番地4 ☎930-5200)

☎高齢いきがい課 ☎218

# 生涯学習・まちづくりQ&A

## 20歳になったら国民年金！

Q 国民年金には、どのような人が加入するのですか？

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって、次の3つの種類（被保険者）に分けられます。

第1号被保険者 学生、フリーター、自営業者など（第2号・第3号以外の人）は、収入の有無にかかわらず第1号被保険者になります。

第2号被保険者 会社員、公務員など

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

Q 年金は、若い時にも関係があるのですか？

A 大いに関係があります。国民年金は、老後の年金だけでなく、病気やけがで身体に障害が残ったときに

A 学生であれば、在学中の保険料は、老後の年金だけでなく、病気やけがで身体に障害が残ったときに

Q 保険料が納められない場合は、どうすればよいのですか？

A 学生であれば、在学中の保険料は、老後の年金だけでなく、病気やけがで身体に障害が残ったときに

Q 将来、国民年金制度が破たんする心配はないのですか？

A 国民年金などの公的年金制度は、国が責任を持って運営しています。また、働く世代が高齢者世代を支える仕組みを取っており、日本の経済社会が存続する限り、決して破たんすることはありません。

「自分が年を取った時には年金がもらえない」という不安を払拭するために、若い頃から年金に備えることが大切です。着実に保険料を納めると、年を取った時、万が一の時、後悔することになりかねません。

☎春日部社会保険事務所 ☎048・737・7111、☎国民年金課 ☎212

が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められない時はそのままにせず、まずはご相談ください。

## こども教育委員会

子どもの体力向上  
実践事業

たくましく生きる体力と豊かな人間性の育成を目指して、体位の向上とは反対に体力の低下が叫ばれるなか、大曽根小学校では、文部科学省と市教育委員会の研究委嘱を受け、子どもたちの体力向上に学校・家庭・地域が一丸となって取り組んでいます。

「研究内容」  
1 体育授業の充実  
「体育好きな子を育てる」をテーマに、子どもたちの意欲を引き出す授業づくりを研究しています。

2 運動遊びの奨励  
20分の休み時間を利用して、自分の好きな遊びを選び、夢中になって友だちや地域のボランティアの方と遊んでいます。

3 家庭・地域との連携  
好ましい食事や生活リズムの習慣づくりを目指して、様々な取り組みをして実践しています。



わくわくタイムの様子



体育授業の様子



講演会 講師：小澤治夫さん（北海道大学教授）  
演題：「成長期のアクティブライフ～体力・気力・学力の向上は生活の立て直しから～」

## 「個人情報」が利用された消費者トラブルにご注意！

個人情報を利用した様々なサービスが提供され、生活が大変便利なものになっていく反面、個人情報の流出など、プライバシーに関する不安も高まっています。

個人情報を利用した様々なサービスが提供され、生活が大変便利なものになっていく反面、個人情報の流出など、プライバシーに関する不安も高まっています。

### 〔相談事例（20歳代 男性）〕

過去に契約したレジャー会員権の会員契約が終了していないので、やめるのであれば50万円支払うようにという電話があった。一括では支払えないので、クレジット契約のためにネットレスを購入したことにすると、言われ契約してしまった。

後で確認したら、会員権の契約をした会社は既に倒産していた。また、支払いも既に終了しているのに、50万円のお金が必要とは到底考えられない。

### 〔解説〕

事例は、過去の契約情報が悪用され、新たな契約の勧誘をされたというものです。勧誘は突然で、他の人が知らないはずの自分の契約情報を知っていたということで、信用してしまいました。相談者も、まさかその情報が他の業者の手に渡り、新たな契約の勧誘をされたとは想像がつかせませんでした。

今回の事例では、契約をしてから8日以内であったため、クーリング・オフができました。このように、おかしなと思ったら、すぐに消費生活相談窓口相談することがトラブルを解決するためには大切です。

「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月に施行され、個人情報1タの適正な取得や利用目的の明示

など民間事業者が最低限守るべきルールが定められました。

個人情報とは、非常に大切なものです。誤った取り扱いをされた場合、取り返しのつかない被害を及ぼす可能性があります。次のことに注意しましょう。

①自分の情報は自分で守るという意識を持つこと  
情報を提供する必要があるのか考えて、むやみに提供しないことが大切です。

②個人情報を提供するときには、その使い道を確認しておくこと  
個人情報が思わぬ利用のされ方をしている原因となる可能性があります。

☎商工振興課 ☎336、☎消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

BOOKS

## 図書館だより

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します。

一般書

- 「パリよ、こんにちは」 林 真理子 著
- 「わくわく日記」 朱川 湊人 著
- 「知恵伊豆と呼ばれた男」 中村 彰彦 著
- 「じゃがいも料理」 高山なおみ 著
- 「道三堀のまへ」 山本 一力 著
- 「女郎蜘蛛」 栗本 薫 著
- 「英雄先生」 東 直己 著

児童書

- 「いっしょにふくをきかせてはいけません」 ジュディ・バレット 文、ロン・バレット 絵
- 「もちづきくん」 中川ひろたか 絵、長野 ヒデ子 文
- 「ジュニア日本の歴史辞典」 歴史教育者協議会 編
- 「京都議定書がわかる絵事典」 P.H.P.研究所 編
- 「東南アジアの鉄道（オリエンタル急行・タイ鉄道・泰緬鉄道）」 秋山 芳弘 著

休館日のお知らせ

- 八幡・八條図書館 2月28日(火)
- 八幡図書館 2月13日(月)
- 八條図書館 2月20日(月)

八幡 ☎995-6215  
八條 ☎994-5500